

町田市鶴川緑の交流館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市鶴川緑の交流館条例の一部を改正する条例

町田市鶴川緑の交流館条例（平成23年6月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「1年2月」を「1年4月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市鶴川緑の交流館条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から起算して<u>1年4月</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1)・(2) 略 (経過措置) 2 略	附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から起算して<u>1年2月</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1)・(2) 略 (経過措置) 2 略

